

平成26年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成26年3月28日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長，河村委員，小葉松委員，佐藤委員，山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 政田生涯学習部長，小山学校教育部長，平井生涯学習部次長，
對馬生涯学習部次長，渡邊管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第2号 函館フットボールパーク条例施行規則の制定に関し，議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第3号 函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第4号 函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第5号 函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第6号 函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第7号 函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第8号 市立函館高等学校学則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第4 議案第9号 函館市青少年研修センター条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第5 議案第10号 函館市縄文文化交流センター条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第6 議案第11号 函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 日程第7 議案第12号 函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
 - 日程第8 議案第13号 博物館登録の抹消に関し，議決を求めることについて

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、河村委員、小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち、追加日程、議案第14号「職員の処分の決定に関し、議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。

- それでは、日程第1、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第2号「函館フットボールパーク条例施行規則の制定に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号および議案第2号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、日吉町4丁目にフットボールパークを設置することに伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容については、第3条の事務分掌であるが、スポーツ振興課の項について、「日吉市民庭球場、日吉サッカー場」を「フットボールパーク」に改めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。
- 次に、議案第2号「函館フットボールパーク条例施行規則の制定に関し、議決を求めることについて」であるが、本件は、前回定例会で制定依頼の議決を得た「函館フットボールパーク」の設置条例に関わり、施設の設置に関し、必要な事項を定めるため、施行規則を制定しようとするものである。
- 規則の概略であるが、第1条は、制定の「趣旨」に関する規定である。
- 第2条は、「供用期間および供用時間」に関する規程であり、第1項に、フットボールパークに設置する各施設の供用期間を、第2項には、供用時間を規定している。
- 現行の日吉サッカー場および日吉市民庭球場に係る施設については、供用期間および供用時間を実態に合わせ見直しているほか、函館北高跡地に整備を進めている施設については、人工芝化にともない、供用期間を拡充し3月1日から12月28日までにするとともに、夜間照明を設置する多目的グラウンドやフットサルコートについても、供用時間を午前8時から午後9時までとしている。
- 第3条は「使用許可の申請」に関わる規定であり、第1項前段に、通常の利用の場合の申込期間を規定するほか、但し書き以下に、スポーツの合宿や公式のスポーツの大会のために使用する場合は通常利用の申込期間前でも申請することが出来る旨規定している。
- 第4条から第11条は、使用許可や変更申請などの手続きのほか、施設の使用にあたっての遵守事項などを規定している。
- 第12条は「指定管理者に管理を行わせる場合の読替え」についての規定となっており、他の施設と同様、使用申請の受理、許可や各種届出の受付などを指定管理者に行わせるための規定となっている。
- 続いて、附則については、まず、第1項の施行期日であるが、平成27年4月1日とするものである。
- 第2項は、フットボールパークの設置にともない、その施設の一部となる、日吉サッカー場の施行規則の廃止に関する規定となっている。

- 第3項は「経過措置」にかかわる規定であり、平成27年4月1日から函館北高跡地に整備する施設の供用開始日までの間の読替えに関して記載している。
- 次ページ以降は各条項に規定する申請書等の様式となっている。

■橋田委員長

- 議案第1号および議案第2号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第3号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第7「函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号から議案第7号までの5件について、順次、説明する。
- このたびの5件の改正については、平成26年3月31日をもって南茅部公民館を廃止し、新たに函館市南茅部総合センターを設置することに伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正内容については、まず、議案第3号「函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、第2条と別表第1および別表第2の「南茅部公民館」を「南茅部総合センター」に改めようとするものである。
- 次に、議案第4号「函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、別表第2専用公印から「南茅部公民館事務用」を削ろうとするものである。
- 次に、議案第5号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、本則に列記されている職名のうち、「南茅部公民館長」を削ろうとするものである。
- 次に、議案第6号「函館市公民館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、第2条第2項の表から「函館市南茅部公民館」を削ろうとするものである。
- 次に、議案第7号「函館市地域生涯学習センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、第2条第2項の表中「函館市榎法華総合センター」の次に「函館市南茅部総合センター」を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、いずれも平成26年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第3号から議案第7号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第8号「市立函館高等学校学則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第8号「市立函館高等学校学則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部改正に伴い授業料を徴収することとするため、授業料未納者に対する出席停止および退学処分の規定を整備し、ならびに学校用務員を廃止しようとするものである。
- 改正の内容については、第11条は、学校用務員に係る業務を委託することに伴い、職員組織の規定から学校用務員を削ろうとするものである。

- 第24条は、同条中条例名を改正後の条例名に改め、あわせて授業料に係る規定を整備しようとするものである。
- 第25条および第26条は、授業料未納者に対する処置および退学処分の規定を整備し、あわせて通知文書である、第8号様式および第9号様式を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成26年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第8号について何かあるか。

■小葉松委員

- 今、処分の規定を整備するということは、今まではどうしていたのか。

■学校教育部長

- 今までは、授業料が免除となっていたので、処分等の規定を削っていた。今回、授業料を徴収することとなったため、改めて規定を整備することとなった。

■橋田委員長

- 議案第8号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第9号「函館市青少年研修センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第9号「函館市青少年研修センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用することとした函館市青少年研修センター条例の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、利用料金制度の導入に伴い、使用許可の申請に係る規定を整備し、使用料の後納、減免、還付に係る規定ならびに後納、減免に係る申請書等の様式を削除しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第9号について何かあるか。

■河村委員

- 規則等の施行期日が平成26年4月1日であったり、平成27年4月1日であったりしているが、いつまでに規定しなければならないという取り決めは無いのか。

■生涯学習部長

- いつまでという決めごとは無い。その都度、その状況に合わせて規則改正を行っている。

■橋田委員長

- 議案第9号は、原案のとおり可決する。

- 次に、日程第5、議案第10号「函館市縄文文化交流センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第10号「函館市縄文文化交流センター条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、函館市縄文文化交流センター協議会の廃止に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 縄文文化交流センターについては、平成26年度からの指定管理者による管理運営へ移行することを予定していたが、昨年9月の市議会での各議員からのご意見や地元経済界からの、指定管理者導入に係る様々なご意見、ご提言をいただいたことを受け、今一度、考え方や方向性等を早急に取りまとめたのちに、縄文センターに相応しい指定管理者導入を改めて目指すこととした。
- よって、指定管理者導入そのものの意向に変化はないことから、先に可決された改正条例はそのままとし、それに伴う規則の規定を整備することとしたところである。
- 縄文文化交流センター協議会の廃止については、施設の管理運営が指定管理者へ移行し、指定管理者のコンセプトを生かした施設運営が行われることとなるので、施設の運営等に関する審議等を行っていた協議会の役割を見直す流れのなかで、廃止をするものである。
- 改正の内容については、第3条「事務分掌」の第2号の協議会に関する規定と第9条「協議会」の条文を削ろうとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成26年4月1日とするものである。
- 今後の指定管理者の公募の中で、条例上の協議会にあたる、利用者団体や関係団体の意見を聞く組織や場面については、担保できるよう、十分留意していきたい。

■橋田委員長

- 議案第10号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第11号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第11号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正に伴い、教育委員会としても、規定を整備するものである。
- 改正の内容については、別表第1共通専決事項(1)一般の表中「(6)使用料および手数料ならびに分担金および負担金の減免」について、現行、専決者が部長であるものを、重要なものは「部長」に、軽易または常例なものについては「課長」に改めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成26年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第11号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第12号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第12号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 委員の任期満了に伴い、池上収氏ほか58名を、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第12号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、議案第13号「博物館登録の抹消に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第13号「博物館登録の抹消に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件は、北方歴史資料館の博物館廃止届が提出されたことから、博物館法の規定に基づき抹消しようとするものである。
- 北方歴史資料館は、平成元年11月18日に博物館登録をしたが、設置者である社団法人北方歴史研究協会が法人整備法第46条の規定により平成25年11月30日付けで解散したものとみなされたことに伴い閉館したものである。
- 本日の教育委員会で議決をいただくと、博物館登録を抹消し、告示行為を行うとともに、北海道教育委員会へ報告することとなる。

■橋田委員長

- 議案第13号は、原案のとおり可決する。
- 次に、追加日程、議案第14号「職員の処分の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第14号は、原案のとおり可決する。

■終了宣言

- 午後3時

議事録署名人 河村 祥史
" 小葉松 洋子

調製者庶務係 水山 学